平成 20 年 9 月 24 日

規制改革会議
雇用・就労ﾀｽｸﾌｫｰｽ

厚生労働省との意見交換に係る質問事項
＜生活保護制度について＞

貴省との意見交換に向けて、次のとおりご質問させていただきますので、意見交換の前までに当事務局へご回答いただきたくお願いいたします。

１．規制改革推進のための３か年計画（改定）への対応状況について

３か年計画において、検討を行うとされております下記２項目につき、現在の対応状況をご教示ください。

① 勤労控除制度等の見直し
② 医療扶助の見直し

２．稼動可能世帯の就労促進や保護脱却に資する仕組みづくりついて

（１）「中間取りまとめ」（平成 20 年 7 月 2 日）に対する貴省意見に、「平成 17 年度から、『自立支援プログラム』による自立支援を推進しており、その中で世代間連鎖を断つことに着目したプログラムも奨励しているところであり、実績を上げているところである。」とありますが、その内容及び実績について具体的にご教示ください。

（２）学資保険の保険料に関しては、現行の取扱いにおいても、学資保険の保有を認め、満期保険金等について収入認定しないこととなっておりますが、学資を目的とした貯金の取扱いについてもご教示ください。

（３）下記の制度は、勤労意欲を増進させるとともに、大学等への進学の促進により貧困の世代間連鎖を断つために、有用であると考えております。この制度について、貴省の見解はいかがでしょうか。

① 勤労収入から、大学進学のための準備費用（学資保険の保険料および積み立て貯金）を控除する制度。
② 勤労収入の一部を積立て、大学等の学費に使途を限定して取り崩し一時金として支給する制度。

（４）　生活保護をうけている母子世帯については、就労にあたって立場が弱いうえに、家族的支援を得ることが特に難しいなど、病児・病後児保育を受けられない場合の就労への影響が特に大きいと考えられます。よって、下記の施策が必要であると考えますが、貴省の見解はいかがでしょうか。

① 病児・病後児保育施設の収支は赤字であることが多いようですが、赤字であっては設置が促進されないため、収支を改善させるための施策。

② 「新待機児童ゼロ作戦」による病児・病後児保育の充実にとどまらず、生活保護世帯に対する優先枠の設定や、受け入れ人数の制限の緩和を行うなど、特段の配慮。

３．全国一律の保護行政実施のための仕組みづくりについて

国民の文化的で最低限度の生活を保障するという役割は国が担うべきものであり、生活保護は実質的には所得の再分配という機能も有していることから、国が全て保護費を負担すべきという意見もありますが、保護費の国と地方の財政分担の在り方について、検討・協議等が行われているのであれば、その状況についてご教示ください。

以　上